

公園内でのイベント開催について

■許可が必要な公園内利用

- ・物品などの販売
- ・募金活動等
- ・業(仕事)として行う写真や映画の撮影
- ・競技会、展示会、音楽会、集会その他これらに類するイベント
- ・その他公園の全部、または一部を独占して使用する

- (例)
- ・キッチンカーでの出店
 - ・マルシェなどの販売イベント
 - ・撮影会やロケーションの撮影
 - ・大型イベント等



上記のようなイベントを行う場合、事前にパークセンターへのご相談・お打合せが必要です！



ダムパークいばきたでは、安威川ダム湖や吊り橋エリア内での撮影、イベント等は受付しておりません。



パークセンター内交流スペース・多目的A・多目的B・さくら広場の野外ステージの利用については、HP内「施設予約のご案内」より予約をお願いします。



<https://dampark-ibakita.com/reserva>

(参考) 茨木市都市公園条例第3条：行為の許可

第3条 公園(別表第1に掲げる公園施設を除く。)において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長(中央公園南広場等にあつては、指定管理者。以下この条において同じ。)の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 募金その他これに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 競技会、展示会、音楽会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (5) その他公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

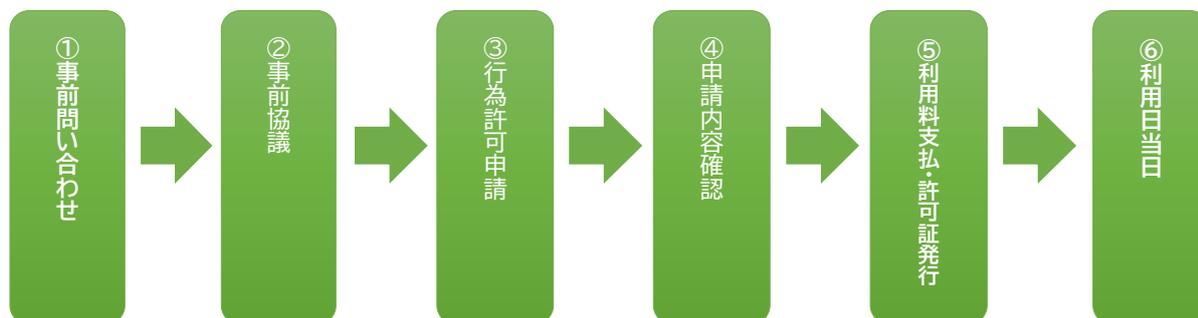
3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項又は前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公園施設を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

■行為許可申請手続き

1. 手続きの流れ



①事前問い合わせ

実際に許可申請を行う前に、当施設の使い方の説明のほか、実施を検討している内容を聞き取り必要に応じてアドバイスを行う事前相談を行っています。
初めて利用いただく場合や、新しいイベント等を行う場合は、まず事前相談を行うようにお願いします。

②事前協議

具体的な実施内容、運営体制、警備体制、使用面積などをもとに公園管理者と協議を行ってください。

③行為許可申請

・受付時期

使用日の3か月前の月の初日から2週間前まで受付が可能です。

・受付方法

「使用・行為許可申請フォーム入力」または「公園内行為・占用申請書」の提出をお願いいたします。(持参、メール)
内容に応じた必要書類も提出ください。(イベント実施計画書、会場レイアウト図、PL保険、許可書類等)

・利用料

使用面積、使用内容により利用料を算出します。

④申請内容確認

行為許可申請後、申請内容の確認を行います。

確認期間中に不明点があれば、ヒアリングや打合せをお願いする場合があります。

確認事項は概ね以下の通りです。

・イベントなどの内容確認

・施設の使い方説明

・今後の手続きの流れ

・使用する面積、時間の確定

⑤利用料支払、許可書発行

・期日までに利用料をパークセンターにてお支払いください。

・利用料のお支払い後は、キャンセルや内容変更の無いようにお願いします。

・許可書を発行します。

⑥利用日当日

利用終了後は、清掃や仮設物の撤去など現状回復を行い、公園管理者から確認を受けてください。

2.許可にかかる利用料金など

それぞれの許可に基づき、利用料金が必要です。内容に応じて、該当する利用料金を判断いたします。

大型ステージなど仮設工作物を設けて公園を占用する場合、別途占用許可料金が必要です。

占用許可の対象部分は、別途申請書、レイアウトをご提出ください。

3.設備の利用

当施設の電気設備、水道を使用ご希望の場合別途料金が発生いたします。

「イベント実施計画書」にご記入いただきお支払いをお願いいたします。

電気	水道
1,000w(1kwh)あたり30円×時間	1,000L(1㎡)あたり250円

4.備品の貸出

希望される場合は、「イベント実施計画書」にご記入いただきお支払いをお願いいたします。

また、数に限りがございますのでご希望に添えない場合もございます。

項目	仕様	数量	1時間あたり料金
ベンチ	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質:ポリエチレン、スチール ・サイズ:W183×D28.5×H42 重さ:8.7kg ※折りたたみ式 	20	10円/1脚
テーブル	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質:ポリエチレン、スチール ・サイズ:W180×D76×H73 重さ:13kg ※折りたたみ式 	20	30円/1台
タープテント	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質:アルミニウム、ポリエステル ・サイズ:3m×3m×1.76m 重さ:9.3kg ・付属品:5kgの重り3個、タープ3枚 	20	50円/1張
A型看板	 <ul style="list-style-type: none"> ・材質:ポリエチレン ・サイズ:W610×H1080×D580 重さ:8.5kg ※画像ポスターはイメージです 	10	20円/1個
コードリール	 <ul style="list-style-type: none"> ・50m 巻き取り式 ・屋外使用可 	4	20円/1個
プロジェクター (スクリーン含む)	 <ul style="list-style-type: none"> ・EPSON EB-1780W ・解像度WXGA(1280×800) ・重さ:1.8kg 消費電力:100w~300w 	1	270円/1個
スクリーン (単体)	 <ul style="list-style-type: none"> ・携帯型スクリーン ・自立型 ・重さ:6.3kg 	1	200円/1個
ピンマイク (アンプ含む)	 <ul style="list-style-type: none"> ・ワイヤレスマイク ・重さ:110g ・送信出力:2mw/6mw 	1	130円/1個
ワイヤレス スピーカー (スタンド・アンプ含む)	 <ul style="list-style-type: none"> ・防滴型 ・アンプ、スタンドと組み合わせて使用 ・重さ:8.2kg 	2	150円/1個
ワイヤレスマイク (スタンド・アンプ含む)	 <ul style="list-style-type: none"> ・重さ:180g ・送信出力:2mw/6mw ・電池式 	3	130円/1本
移動用 アンプ	 <ul style="list-style-type: none"> ・ピンマイク、ワイヤレススピーカー、ワイヤレスマイクの 付属品 ・重さ:11kg 消費電力:350w 	1	付属品

5.キャンセルについて

キャンセルする場合は事前にご連絡ください。タイミングによりキャンセル料が発生します。

【キャンセル規定】※基準日:利用日 ※窓口での対応のみとなります

30日前	29日～5日前	4日前～当日
免除	50%	100%

・天候不順による利用料還付について

利用日当日、午前7時時点で大雨警報、暴風警報、土砂災害レベル4以上のいずれかが発令されている場合、利用料金の還付が可能です。但し、利用日より10日以内に還付申請書の提出が必要です。

■行為許可実施条件

1.実施可能場所

施設名	車両乗入	テント
生保半島さくら広場	歩道のみ可能です。芝生エリアには乗入できません。	可能です。
イベント広場	乗入はできません。	可能です。
パークセンター前	歩道のみ可能です。	可能です。

2.実施可能日

1月4日から12月28日まで ※ご利用いただけない日もございます。

3.主催者の責務

- ・行為許可利用に関する苦情が出た場合、主催者が責任をもって対応してください。
また苦情などが出た場合には、中止を求める場合があります。
- ・行為許可利用中に事故などが発生した場合は、主催者が責任を持って対応するものとし人的、物的損害に係る賠償責任は主催者の負担となります。
- ・当日の問い合わせ対応者の明確化を行ってください。
- ・公園施設、設備などに損傷、汚損が発生した場合には主催者の責任とし原状回復できない場合は別途請求をいたします。
- ・主催者が持ち込んだ機材や備品等は、主催者の責任で管理してください。
- ・主催者は、終了後に公園の原状回復義務を負うものとします。
- ・園内に掲示した広告物は終了時に撤収してください。
- ・その他、主催者は施設利用に関する内容について公園管理者の指示に従ってください。

4.一般利用者や周辺地域への配慮

- ・公園の一般来園者や周辺地域に迷惑をかけることがないようにしてください。
- ・ステージやブースなどは、一般来園者の通行の妨げにならないように動線を確保したうえで配置してください。
- ・必要に応じて機材の搬入出時の安全確保のため、必要数の警備スタッフを適所に配置してください。

5.交通整理

- ・当施設利用に起因して発生する、周辺道路の混雑や違法駐車への対応は主催者で行ってください。
- ・公園には駐車場がありますが、数に限りがありますのでバスの利用の周知を行ってください。

6.車両乗入

- ・公園への車両乗入が必要な場合は、必ず事前申請が必要です。
- ・車両乗入時は周辺利用者の安全を十分に配慮してください。
- ・芝生エリアへの車両乗入は禁止します。

7.清掃

- ・開催後、使用区域と周辺の清掃を行ってください。
- ・公園には備え付けのごみ箱はありません。ごみは申請者の責任で、当日に持ち帰って下さい。
- ・飲食があるイベントは必ずごみ箱を設置し、看板などで来園者への呼びかけを徹底してください。

■公園での禁止事項

本公園が多くの来園者に快適に利用されるよう、以下のように禁止事項を設けています。

ただし、許可を受けて実施できる内容もあります。事前協議にてご相談ください。

- ・自転車バイクの乗入
- ・大声で騒ぐこと
- ・花火
- ・樹木の伐採、植物の採取
- ・ペットの放し飼い、フンの放置
- ・危険なボール遊び
- ・ローラースケート、スケートボードなどの持ち込み、滑走
- ・危険な行為や迷惑になる行動、その他管理上支障を及ぼす行為
- ・公園施設を壊したり、傷つけたり、落書きなどで汚したりすること
- ・貼り紙、貼り札などの広告物を表示すること
- ・園内での喫煙
- ・立ち入り禁止区域に立ち入ること
- ・バーベキューやたき火

■その他必要な手続き

行為許可の内容により、関係機関への申請や届出が別途必要です。

申請者はイベント開催日までに必要な申請・届出を済ませてください。

なお、主な窓口は以下の通りです。

確認内容	関係機関	電話番号
食品の提供	茨木市保健所	072-620-6706
火気器具などの使用	茨木市山手台分署	072-649-0143
周辺道路の交通渋滞の対応 (大規模イベントの警備計画届出や 通行禁止道路通行許可申請など)	茨木警察	072-622-1234

※内容によっては上記以外にも手続きが必要な場合があります。主催者にてご確認ください。

お問い合わせ先

〒568-0092 茨木市大字生保53-1
ダムパークいばきた パークセンター事務室

受付時間:9:00~17:30
TEL:072-648-2260 FAX:072-648-2261
E-mail:dampark-ibakita@daiwalease.jp